

広島県・県内市町のオフィス支援制度

令和6年8月 | 県内投資促進課

▼ 広島県・各市町のランニングコストに対する制度 (問合せ先をクリックすると、各市町の関連ページに飛びます)

市町	条件	県・市町を合わせた助成率	県・市町を合わせた限度額	問合せ先
広島市	<p>都市型サービス産業</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業など 圏域内初立地又は大規模雇用(新規常用労働者50人以上) 常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加 <p>本社機能の移転・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島県から地域再生法に基づく承認を受けること 常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料 2,000万円</p>	<p>経済観光局 産業振興部 産業立地推進課</p> <p> TEL 082-504-2241</p> 
呉市	<p>①ソフトウェア業等誘致(情報通信業、コールセンター業など。賃貸による事業所の設置が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所等を市内に新增設し、新規雇用従業者(呉市在住者)を3人以上雇用 <p>②本社機能の移転等</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京23区から本社機能を移転または、市内事業所において本社機能を拡充し、新規雇用従業者(呉市在住者)を中小企業は2人、大企業は5人以上雇用 <p>③サテライトオフィス誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外に本店を置く企業によるサテライトオフィスの新設で、常時雇用する従業者(市外の本店等の業務に従事していた者等に限り)が1人以上常駐 	<p>①の場合 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用助成金(1人あたり) 5年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円 設備投資 改修等に係る投下固定資産税評価額(土地を除く。)の1/2</p> <p>②の場合 雇用助成金(1人あたり) 1年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円 設備投資 ①と同様</p> <p>③の場合 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用助成金(1人あたり) 3年間 ・正社員 50万円 設備投資 ①と同様</p>	<p>限度額</p> <p>①の場合 通信回線使用料 2,000万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 2,000万円(市のみ)</p> <p>②の場合 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 5,000万円(市のみ)</p> <p>③の場合 通信回線使用料 200万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 500万円(市のみ)</p>	<p>産業部 商工振興課</p> <p> TEL 0823-25-3310</p> 
竹原市	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンターに付随する事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規雇用者3人以上 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円</p>	<p>企画部 産業振興課</p> <p> TEL 0846-22-7745</p> 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
三原市	情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業 ・常駐責任者(新規雇用常用労働者又は市内に住民票を置く取締役)1人以上 ・5年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 オフィス改修費用・備品購入費用 1/2 初年度のみ 通信回線引込費用 1/2 初年度のみ 自動車リース料 1/2 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料 600万円 通信回線使用料 1,000万円 オフィス改修費用・備品購入費用 各 50万円(市のみ) 通信回線引込費用 5万円(市のみ) 自動車リース料 2万円/月(市のみ)	経済部 商工振興課 TEL 0848-67-6013 
尾道市	情報サービス事業 ・市内在住従業員数3人以上(うち市内在住の新規雇用者2人以上) コールセンター業 ・市内在住従業員数10人以上(うち市内在住の新規雇用者7人以上) 本社機能の移転オフィス環境整備 【オフィス移転等促進奨励金】 ・本社機能を移転する場合、尾道市内に居住する従業員等が2人以上(うち1名以上が広島県外からの移住者) ・オフィス環境整備の場合、整備するシェアオフィス等を利用する事業者が1社以上	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用奨励金 1人当たり 30万円 【オフィス移転等促進奨励金】(市のみ) ①本社機能移転で改修を行う場合 ・改修費用の1/2 ・オフィス賃借料等及び通信回線使用料の1/2 ②本社機能移転で改修を行わない場合 ・オフィス賃借料等及び通信回線使用料の1/2 ③オフィス環境整備の場合 ・改修費用の1/2	各年度限度額 オフィス賃借料 200万円 通信回線使用料 400万円 雇用奨励金 3,000万円(市のみ) ①の場合 250万円 ②③の場合 125万円	産業部 商工課 TEL 0848-38-9182 
福山市	情報サービス事業所 ・新設：従業員5人以上、増設：新規雇用3人以上 コールセンター ・新設：従業員20人以上、増設：新規雇用10人以上 本社機能の移転 ・新設：従業員3人以上、増設：新規雇用2人以上 ・県外から3人以上異動	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 異動従業員1人当たり(家族を含む。) 150万円 (県100、市50)	各年度限度額 オフィス賃借料 1,200万円 通信回線使用料 2,000万円 本社機能の移転 1億5,000万円	経済部 経済総務課 TEL 084-928-1124 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
府中市	<p>製造業の中で主として研究開発を行うもの、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、学術・開発研究機関、広告業、デザイン業、コールセンター業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の事業継続 ・常時勤務する者の配置 	<p>①オフィス賃借料 10/10 10年間</p> <p>②通信回線使用料 10/10 10年間</p> <p>③通信システムの 保守経費(市のみ) 1/2 10年間</p> <p>仁シャルコスト(市のみ) オフィス改修経費、通 信回線導入経費、備品 購入経費 1/2 初年度のみ</p>	<p>各年度限度額 ①～③合計 200万円</p> <p>仁シャルコスト(市のみ) 100万円</p>	<p>経済観光部 商工労働課</p> <p> TEL 0847-44-9153</p> 
三次市	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員3人以上 <p>コールセンター業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員 10人以上 	<p>オフィス賃借料 10/10 5年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 5年間</p> <p>雇用奨励金 1人当たり 100万円</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 500万円</p> <p>雇用奨励金(市のみ) 限度額なし</p>	<p>産業振興部 商工観光課</p> <p> TEL 0824-62-6621</p> 
庄原市	<p>情報通信業、専門・技術サービス業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が有する超高速情報通信網及び市内の建物等を活用し新たにサテライトオフィスを開設する者 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p> <p>自動車リース料 1/2 3年間</p>	<p>各月限度額 オフィス賃借料 8万円</p> <p>通信回線使用料 4万円</p> <p>自動車リース料 1.8万円(市のみ)</p>	<p>企画振興部 商工観光課</p> <p> TEL 0824-73-1178</p> 
大竹市	—			
東広島市	<p>研究開発を主目的とする製造業、学術・開発研究機関、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、情報通信技術事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p> <p>仁シャルコスト(市のみ) 内装改修費用、情報通 信システム導入費、研 究開発に要する機器の 購入費 3/10 初年度のみ</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 1000万円 (仁シャルコストを含む)</p>	<p>産業部 産業振興課</p> <p> TEL 082-420-0921</p> 
廿日市市	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンターに付随する事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p> <p>仁シャルコスト(市のみ) 内装改修費、設備機器 購入費 1/2 初年度のみ</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 400万円</p>	<p>産業部 産業振興課</p> <p> TEL 0829-30-9126</p> 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
安芸高田市	情報サービス事業所等 ・市内に新たに企業活動の拠点を開設し、地域経済の発展に寄与する者 ・常用勤務者が1人以上在勤する企業又は市内において2名以上の新規雇用をする企業 ・あじさいネットを活用	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁サルコト(市のみ) 建物改修費、設備費、 交通費の総事業費 1/2 1回限り	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 100万円 仁サルコト(市のみ) 300万円	産業部 商工観光課 TEL 0826-47-4024 
江田島市	製造業(研究開発を行う部署など)、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、情報通信事業、コールセンター業など ・市内に新たに事業所を開設する者 ・新規雇用者1人以上または既存社員1人以上の江田島市への転入 ・3年以上の業務継続 ・常時勤務する者の配置	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円	企画部 政策推進課 TEL 0823-43-1631 
府中町	①サテライトオフィスの開設 ②新規雇用常用労働者を3人以上有する事業所の開設(内1人以上は町内に居住するもの) ※①②いずれも、初めて町内に事業所を開設し、3年以上業務を継続するものが対象)	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各月限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 5万円	町民生活部 自治振興課 TEL 082-286-3128 
海田町	—			
熊野町	—			
坂町	—			
安芸太田町	—			
北広島町	—			
大崎上島町	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。)、学術・開発研究機関、広告業(専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。)、デザイン業(専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。)、コールセンター業など ・常用雇用労働者を1人以上雇用し、又は本店等又は支店等で雇用している常用雇用労働者を1人以上当該サテライトオフィスに異動させる者 ・サテライトオフィスの開設後、継続して3年以上事業を行う見込みがある者 ・町内に本店等又は支店等を有していない者	不動産賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各月限度額 不動産賃借料・ 通信回線使用料 合計 2.8万円	企画課 TEL 0846-65-3112 
世羅町	—			
神石高原町	—			

※上記以外の補助項目を設けている市町もあります。